



障がいのある方のよりよい暮らしのために

し さ く せ い ど が い よ う

施策・制度の概要

(令和7年4月)

日南町役場 福祉保健課

電話 82-0374

☆は町単独事業です。

区分	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	備考		
手帳の申請	身体障がいのある方が、身体障害者福祉法及び障害者総合支援法による援助を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要な場合があります。	知的障がいのある方が、行政機関等で一貫した相談・指導を受け、各種の援助を受けやすくするための手帳です。	精神障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図るために交付される手帳です。	写真、印かん、診断書等が必要です。		
福祉用具	日常生活用具の給付費用助成 日常生活用具には、次のようなものがあります。(障がいの程度によっては交付されないものもあります。) (視) 盲人用時計、拡大読書器、点字器等 (聴) 通信装置、情報通信装置等 (肢) 移動用リフト、特殊寝台等 (内) 透析液加温器、ストマ用装具等	特殊マット、頭部保護帽等	頭部保護帽、火災警報器等	自己負担は、原則として1割負担となりますが、本人又は世帯員の町民税の課税状況等に応じた月額自己負担上限額が設けられています。		
	補装具の交付・修理費用助成 補装具には、次のようなものがあります。(障がいの程度によっては交付されないものもあります。) (視) 盲人安全つえ、義眼、めがね等 (聴) 補聴器等 (肢) 義肢、車いす、歩行器等			医師の意見書や、判定会への出席が必要になる場合があります。		
医療費助成	自立支援医療 ・更生医療: 心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析、人工関節置換術等 ・育成医療: 口唇口蓋裂手術、心臓手術等 身体障がいのある方が知事の指定を受けた医療機関で、障がいの軽減や機能回復のために受けた医療費の9割が医療保険と公費で負担される制度です。		・精神通院医療 精神障がいのある方が、精神科の病気で病院や診療所に通院して医療を受けられた場合に、原則としてその医療費の9割が医療保険と公費で負担される制度です。	【対象者】 更生医療: 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方 育成医療: 18歳未満で身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいがあると認められる疾患がある児童		
	特別医療 医療費の自己負担分が課税・所得状況に応じて助成されます。 【対象者】 身体障害者手帳1、2級所持者、身体障害者手帳3、4級所持者で知能指数(IQ)50以下と判定された方、重度の知的障がい者として判定された方(知能指数(IQ)35以下と判定された方)、精神障害者保健福祉手帳1級所持者			世帯及び本人の課税・所得状況により非該当、または自己負担が必要となる場合があります。(窓口:住民課)		
日南町障がい者等医療助成 ☆	医療費自己負担分の1/2を助成します。※対象者②については精神科・心療内科等での受診にかかる医療費自己負担のみ。 ※対象者③については自立支援医療機関での受診にかかる医療費自己負担のみ。 【対象者】 ①身体障害者手帳3、4級所持者、療育手帳B所持者、精神障害者保健福祉手帳2級所持者 ②精神障害者保健福祉手帳3級所持者 ③自立支援医療(精神通院)受給者証所持者			非課税世帯で町税等の滞納がない方		
日南町障がい者就労促進支援事業交通費助成 ☆	障がいのある方の施設通所に要する交通費を助成します。 【助成内容】 鉄道(JR等)、バス、施設所有車、自家用車それぞれの利用にかかった経費の1/2の額 【対象者】①身体障がい者②知的障がい者③精神障がい者 (①～③のいずれかに該当する方で、町内に住所がある方・就労継続支援を行っている事業所に通っている方)			※日南町営バス利用分の交通費は助成対象外です。		
日中一時支援	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日頃介護にあたっている家族の休息を支援します。			世帯及び本人の課税・所得状況により自己負担が必要となる場合があります。		
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。					
相談支援	障がいのある方、障がいのある人の介護を行う方などの相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助を行います。 町内の相談支援事業所 相談支援事業所つぼみ 日南町生山 346-1 (電話 0859-77-3200)					
自立支援サービス	障がいのある方の生活を、必要に応じて支援します。障害支援区分の認定や相談支援事業所作成の計画をもとに支給が決定されます。(世帯及び本人の課税・所得状況により自己負担が必要となる場合があります。)					
	介護給付サービス	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	訓練等給付サービス	自立訓練	地域生活が営めるよう、リハビリテーションや機能訓練を行います。
		生活介護	入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。		就労移行支援	就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
		居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		就労継続支援	働く場の提供とともに知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
		行動援護	行動上の危険回避支援や外出支援を行います。		共同生活援助	グループホームにおいて、相談その他日常生活の支援を行います。
		施設入所支援	夜間や休日に居住の場を提供し、日常生活を支援します。	地域移行支援	施設入所や精神科病院入院者が地域で生活するための支援を行います。	
		短期入所	施設への短期入所により、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	計画相談支援給付	障がい福祉サービス利用のためのサービス等利用計画等の作成等を行います。	
町内の障がい福祉サービス事業所 ○就労継続支援A型事業所・B型事業所 特定非営利活動法人あかり広場「にちなんつなで」 日南町生山 346-1 (電話 0859-77-3200) 一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、就労継続支援A型事業所・B型事業所を提供しています。 ○共同生活援助事業所 特定非営利活動法人あかり広場「にちなんつなでホーム」 グループホームで、食事の提供や生活の支援を行っています。 ○居宅介護事業所 社会福祉法人日南福祉会「ホームヘルプセンターにちなん」 日南町下石見 2315 (0859-83-0850) 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護(ホームヘルプ)事業を提供しています。						

区分	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	問合せ先	
旅客運賃の割引	鉄道	【普通乗車券5割引】JR・若桜鉄道・智頭急行 ○第1種手帳 ・同行介護者1名と本人の乗車券（片道ずつ） ・本人のみ乗車で片道が101km以上の乗車券（若桜鉄道は距離の制限なし） ○第2種手帳 片道101km以上の乗車について、本人の乗車券のみ	【回数乗車券5割引】JR・若桜鉄道・智頭急行 ○第1種手帳 同行介護者1名と本人の乗車券（片道ずつ） ・本人のみ乗車で片道が101km以上の乗車券（若桜鉄道は距離の制限なし） ○精神者保健福祉手帳2級・3級（※智頭急行線内のみ） 本人の乗車券が5割引	問合せ：駅の案内窓口	
	バス	【定期乗車券5割引】JR・若桜鉄道 ○第1種手帳 同行者1名と本人の乗車券（小児定期は対象外） ○第2種手帳（※12歳未満） 介護者1名の乗車券 【急行券(特急を除く)5割引】JR・若桜鉄道 ○第1種手帳 ・同行介護者1名と本人の乗車券（片道ずつ） ・本人のみ乗車で片道が101km以上の乗車券（若桜鉄道は距離の制限なし）	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、県内の一般乗合バス路線の本人料金が5割引になります。（バス介護表示のある手帳をお持ちの方は同行の介護者1名につき5割引になります。） 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方については、県内の定期観光バス路線及び県内発着の高速バス路線も対象となります。 ※日南町営バスは対象にはなりません。		問合せ：日ノ丸自動車 日本交通
	航空運賃	搭乗時の年齢が満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（搭乗日当日が有効期間内）をお持ちの方と、同一便に搭乗される介護者1名の方について、運賃の割引があります。 ※手帳所持者本人が小児（3-11歳）で、他の運賃を利用していても介護者の方は割引運賃を利用できます。 ※手帳所持者本人が座席を利用しない幼児（2歳以下）の場合は、介護者は割引運賃を利用できません。 ※割引は国内定期航空路線に限られます。※航空会社により割引率が異なる場合があります。			問合せ：各航空会社
	タクシー	身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、乗車した区間について、運賃がメーター表示額の10%引きとなります。※割引は県内タクシー会社に限られます。			問合せ： 県内各タクシー会社
障害者等外出支援事業	【助成内容】利用者の自己負担額は定額一回500円×8回を上限とし、8枚の利用券を交付する。 【対象者】日南町に住所があり、運転免許証がない方（原付・小型特殊を除く）で①～⑥に当てはまる方を対象としています。（※施設等入所者も対象） ① 免許返納者 ② 80歳以上の方 ③ 要介護保険認定・要支援認定を受けている方 ④ 身体障害者手帳保持者 ⑤ 療育手帳保持者 ⑥ 精神保健福祉手帳保持者 【利用できる事業者】 1. タクシー事業者 ○日南交通有限会社 2. 福祉有償運送 ○特定非営利活動法人 夢太陽・・・※事前登録必要。障害者手帳保持者・要支援要介護認定者限定。 ○社会福祉法人 日南福祉会・・・※事前登録必要。要介護者が対象で、行先は病院に限る。			問合せ：町福祉保健課 ★町単独事業 ※利用距離により、追加料金がかかります。	
有料道路の通行料金割引	身体障害者手帳をお持ちの本人が運転する場合は、5割引になります。 第1種の身体障害者手帳又は第1種の療育手帳（A判定）をお持ちの方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合は、5割引となります。			問合せ：町福祉保健課	
自動車税・自動車取得税 減免	一定程度以上の障害のある方・生計同一者・常時介護者か自動車を所有、取得される場合に、自動車税・自動車取得税が減免されます。			問合せ： （軽自動車税）町住民課 （その他）県税事務所	
自動車運転免許取得費助成	自動車教習所及び検定料等の一部を10万円を上限として助成します。			問合せ：町福祉保健課	
携帯電話	月々の基本使用料が割引 会社によっては、通話料や各種サービスの月額使用料が割引となることがあります。			問合せ： 各 携帯通信会社	
NHK放送受信料免除	（全額免除の対象世帯） ①生活保護世帯 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で市町村民税非課税世帯 ③社会福祉事業施設入所 （半額免除の対象世帯） ①視覚・聴覚障がいのある方が世帯主で受信契約者の場合 ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ③重度の戦傷病者の場合			問合せ： NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077	
年金・手当等	障害基礎年金	国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。 ※1 1級：年額1,039,625円、2級：年額831,700円（令和7年4月現在） ※2 18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。 ※3 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。 （1）初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること （2）初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと ※令和8年3月31日までに初診日のある傷病による障がいのある方については、(1)(2)は満たさなくても初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がない場合には対象となります。		問合せ： 米子年金事務所 TEL 0859-34-6111	
	障害厚生年金	厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乘せして障害厚生年金が支給されます。 また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3級の障害厚生年金が支給されます。 なお、障がい程度が3級に満たない方で一定以上の障がいのある方に対しては、障害手当金（一時金）が支給されます。 ※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。		問合せ： 米子年金事務所 TEL 0859-34-6111	
	障害者手当等	【特別障害者手当】 重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の方が対象です。 ※障がいの程度によって認定されない場合があります。（令和7年度4月1日現在 月額 29,590円） 【特別児童扶養手当】 身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等に支給されます。※障がいの程度によって認定されない場合があります。（令和7年度4月1日現在 56,800円（1級）、37,830円（2級））			問合せ：町福祉保健課
	心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している方（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がいになった場合に、扶養されていた障がいのある方に年金が支給される制度です。 加入対象者：①身体障害者手帳1～3級をお持ちの方、②知的障がい、③精神障がいのある方で、いずれも65歳未満の健康な方			問合せ：町福祉保健課
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、妊婦初期の方など、援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。 配布条件：県内に住所地等のある方で、お一人につきストラップ、バッジのどちらか1つと、カード1枚を無償で配布します。			問合せ：町福祉保健課	
ハートフル駐車場利用証制度	障がいや、高齢者で歩行が困難な方、あるいはけがや妊産婦等で、一時的に歩行が困難な方等に「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できる制度です。 申請には「身体障害者手帳」などの確認書類が必要です。			問合せ：町福祉保健課	

障がい福祉に関するお問合せは 日南町役場 福祉保健課（電話82-0374）までご連絡ください。